

2015年4月スタート「食品表示法」

添加物の表示方法が変わりました！！

●原材料と添加物を明確に区分して表示することになりました。

原材料と添加物を明確に区分する方法

- ①「添加物」の事項名を設ける方法
- ②「/」等の記号によって区分する方法
- ③改行や別欄によって区分する方法

【表示例】

① 事項名を設ける方法

原材料名	落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(小麦を含む)、食塩、砂糖
添加物	香辛料、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)

② 記号によって区分する方法

原材料名	落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(小麦を含む)、食塩、砂糖/香辛料、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)
------	---

③ 改行によって区分する方法

原材料名	落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(小麦を含む)、食塩、砂糖 香辛料、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)
------	--

③ 別欄によって区分する方法

原材料名	落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(小麦を含む)、食塩、砂糖
	香辛料、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)

添加物
明確に区分
してね！！



©2015秋田県
んだっちゃんH290134

参考

《添加物の表示方法》

- ◇重量の割合の高いものから順に、全て表示します。
- ◇原則「物質名」で表示します。
- ◇右の①～⑧の用途で使用される添加物は、「用途名」と「物質名」を併記して表示します。

【添加物の用途名】

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 甘味料 | ⑤ 酸化防止剤 |
| ② 着色料 | ⑥ 発色剤 |
| ③ 保存料 | ⑦ 漂白剤 |
| ④ 増粘剤、安定剤、
ゲル化剤または糊料 | ⑧ 防かび剤または
防ばい剤 |

《添加物の表示を省略できる場合》

- ◇加工助剤
- ◇キャリーオーバー
- ◇栄養強化の目的で使用されるもの(特別用途食品及び機能性表示食品を除く。)
- ※添加物の表示を省略した場合でも、特定原材料についてのアレルギー表示は必要になります。